

○松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月26日

条例第69号

改正 平成26年7月11日条例第53号

平成26年12月26日条例第64号

令和元年6月28日条例第10号

令和3年7月8日条例第22号

令和5年3月27日条例第7号

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 助産施設（第20条—第23条）

第3章 母子生活支援施設（第24条—第33条）

第4章 保育所（第34条—第40条）

第5章 雜則（第41条・第42条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、市長の監督に属する助産施設、母子生活支援施設及び保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定め、特定児童福祉施設の入所者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障することを目的とする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、松山市社会福祉審議会（松山市社会福祉審議会条例（平成12年条例第26号）に基づく審議会をいう。）の意見を聴き、特定児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と特定児童福祉施設)

第4条 特定児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている特定児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(特定児童福祉施設の一般原則)

第5条 特定児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 特定児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該特定児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 特定児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 特定児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 特定児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第6条 特定児童福祉施設は、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該特定児童福祉施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該特定児童福祉施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 特定児童福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練をするよう努めなければならない。

3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行われなければならない。

4 特定児童福祉施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 特定児童福祉施設は、当該特定児童福祉施設の実情に応じ、非常災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。
(安全計画の策定等)

第6条の2 特定児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）

は、児童の安全の確保を図るため、当該特定児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた特定児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他特定児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特定児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 特定児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 特定児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の様様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（特定児童福祉施設における職員の一般的要件）

第7条 特定児童福祉施設の入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな

人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(特定児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 特定児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 特定児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第9条 特定児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該特定児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(入所者を平等に取り扱う原則)

第10条 特定児童福祉施設においては、入所者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第11条 特定児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条 特定児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 特定児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 特定児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 特定児童福祉施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 特定児童福祉施設は、当該特定児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 特定児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第14条 特定児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所者に食事を提供するときは、当該特定児童福祉施設内で調理する方法（第9条の規定により、当該特定児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 特定児童福祉施設において、入所者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好^トを考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少數の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 特定児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所者及び職員の健康診断)

第15条 特定児童福祉施設の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の健康診断をした医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ助産の実施、母子保護の実施又

は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置の解除又は停止等必要な手続をとることを、特定児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

3 特定児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所者の食事を調理する者(次項において「調理従事者」という。)につき、綿密な注意を払わなければならない。

4 前項の綿密な注意を払うに当たっては、調理従事者に検便を受けさせなければならぬ。

(特定児童福祉施設内部の規程)

第16条 特定児童福祉施設(保育所を除く。)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

(1) 入所する者の援助に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

(7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他保育所の運営に関する重要事項

(特定児童福祉施設に備える帳簿)

第17条 特定児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 特定児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
(苦情への対応)

第19条 特定児童福祉施設は、その行った援助に関する入所者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定児童福祉施設は、その行った援助に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 特定児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第2章 助産施設

(種類)

第20条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

2 第1種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所である助産施設をいう。

3 第2種助産施設とは、医療法第2条第1項に規定する助産所である助産施設をいう。
(入所させる妊産婦)

第21条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、他の妊産婦を入所させることができる。

(第2種助産施設の職員)

第22条 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第2種助産施設と異常分べん)

第23条 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかに当該妊婦を第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第24条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 母子室は、1世帯につき1室以上とし、調理設備、浴室及び便所を設けること。
- (3) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。
- (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要があるときは、保育所に準じる設備を設けること。
- (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

(職員)

第25条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子（合計して10人以上となる場合に限る。）に心理療法を行う母子生活支援施設には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学を含み、短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 配偶者から暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う母子生活支援施設には、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、母子生活支援施設の職員の基準は、規則で定める。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関する学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(清潔の維持)

第28条 母子生活支援施設においては、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所者を入浴させ、又は清拭きよしなければならない。

(生活支援)

第29条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第31条 母子生活支援施設は、法第38条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準じる設備)

第32条 第24条第4号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準じる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第36条第2項を除く。）を準用する。

2 保育所に準じる設備の保育士の数は、乳幼児おむね30人につき1人以上とする。
ただし、1人を下回ることはできない。

(関係機関との連携)

第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第4章 保育所

(設備の基準)

第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。），調理室及び便所

を設けること。

- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は、規則で定める基準を満たすこと。

(保育所の設備の基準の特例)

第35条 規則で定める要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(職員)

第36条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 前項に定めるもののほか、保育所の職員の基準は、規則で定める。

(保育時間)

第37条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第38条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことの特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第39条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第40条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に業務の改善を図るよう努めなければならない。

第5章 雜則

(電磁的記録)

第41条 特定児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(規則への委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設とみなされた施設について第24条第3号の規定を適用する場合においては、当分の間、第24条第3号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき2.47平方メートル」とする。

(児童福祉施設最低基準の一部改正に伴う経過措置)

3 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号。以下「平成23年省令」という。）の施行の際、現に存する母子生活支援施設の建物（平成23年省令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る第24条第1号の規定の適用については、なお従前の例による。

4 平成23年省令の施行の際、現に存する母子生活支援施設の建物（平成23年省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第24条第2号又は第3号の規定の適用については、なお従前の例による。

(母子生活支援施設の長に関する経過措置)

5 児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第110号）の施行の際、現に母子生活支援施設の長である者については、

第26条第1項の規定は、適用しない。

付 則（平成26年7月11日条例第53号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

付 則（平成26年12月26日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年6月28日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年7月8日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月27日条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 施行日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新特定児童福祉施設基準条例」という。）第6条の2（保育所に係るものを除く。）、第6条の規定による改正後の松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2及び第11条の規定による改正後の松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（付則第6項において「新指定通所支援基準条例」という。）第41条の2（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新特定児童福祉施設基準条例第6条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見

落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならぬ。